

役員等退職慰労金（弔慰金）支給規程

（目 的）

第1条 この規程は、「役員等報酬規程」（以下「報酬規程」という。）第6条に基づき「役員等退職慰労金（弔慰金）支給規程」（以下「慰労金規程」という。）を定め、役員等に対して退職慰労金を支給することを目的とする。

（適用の範囲）

第2条 本制度による慰労金規程は、次の役員及び評議員に適用する。

（1）理事長 （2）理事 （3）監事

（慰労金規程に係る支給）

第3条 本制度による支給金は次のとおりとする。

（1）退職慰労金 （2）弔慰金

（退職慰労金（弔慰金）の受給資格）

第4条 役員が退任（死亡の場合も含む）した時は、退職慰労金を支給する。

2 役員が死亡により退任したときは、弔慰金をその遺族に支給する。

3 評議員が退任（死亡の場合も含む）した時は、定款第13条により退職慰労金及び弔慰金を支給しない。

（退職慰労金の算出方法及び金額）

第5条 退職慰労金は、当該役員が在任した期間に応じて、下記の算出方法による額とする。

なお、支給率は評議員会において決定し、別表1「退職慰労金支給率」に明確にする。

算出方法：退任時の役員報酬月額×役員在任年数×支給率

2 在任年数については、年未満月数は月単位で按分とする。月未満端数日は切捨てとする。

（弔慰金の金額）

第6条 弔慰金の金額は評議員会において決定し、別表2「弔慰金の金額」に明確にする。

（特別功労金）

第7条 在任中特別に功績があった役員には、退職慰労金のほかに特別功労金を支給する。

支給金額については評議員会において決定する。

（受給権の譲渡と担保の禁止）

第8条 本規程による退職慰労金・功労金及び弔慰金を受け取る権利は、これを譲渡または担保に供してはならない。

（支給の制限）

第9条 業務上何らかの理由により役員を解任されたときは、評議員会の決議により本制度による支給は行わない。

（受取人遺族及び順位）

第10条 死亡により退任した場合の受取人については、法定相続人とする。同順位の法定

相続人が2名以上となる場合は、その内の最年長者を代表としてその者に支払う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(付則)

第1条 この規程は、平成11年12月17日から施行する。

第2条 この規程は、平成14年6月12日に改正し同日施行する。

第3条 この規程は、平成15年12月21日に改正し同日施行する。

第4条 この規程は、平成23年4月1日に改正し同日施行する。

別表1 退職慰労金支給率

	理事長	理事	監事
支給率	1.5	1	1

別表2 弔慰金の金額

	理事長	理事	監事
業務上の死亡の場合	1,500千円	1,000千円	1,000千円
業務外の死亡の場合	500千円	300千円	300千円